



光が丘周辺地域小・中学校の学習環境にかかる  
検討結果報告書

光が丘周辺地域小・中学校の  
学習環境のあり方検討協議会

光が丘周辺地域は、人口急増期に建てられた小学校が複数近接し、児童生徒が減少傾向にあり、平成29年3月に相模原市教育委員会が策定した「相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針」において、課題解決の緊急性が比較的高い地域に選定されました。

こうしたことから、平成30年8月に保護者と地域の代表者などで構成する「光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会」（以下、「検討協議会」という。）を設立し、教育委員会などの行政関係者にも出席していただいた中で、検討協議会を9回開催し、保護者への意見聴取を行い、光が丘周辺地域小・中学校の児童生徒にとって望ましい学習環境について、検討・協議を重ね、このたび、検討協議会としての検討・協議結果をとりまとめましたので、報告いたします。

地域にとって未来ある子どもたちは大切な宝であり、地域で成長を見守っていかねばならないと思っております。

その子どもたちの学びの場となる学校の再編は、慎重に、そして丁寧に進める必要があると感じております。

光が丘地区としてどうすることが、子どもたちにとって良いのか、様々な角度から検討してきた結果です。

こうした思いを踏まえ、教育委員会として、光が丘周辺地域小・中学校の現状や将来を見据えて、光が丘周辺地域の子どもたちにとって望ましい学習環境の整備に取り組んでいただくようお願いいたします。

令和3年5月10日

相模原市教育委員会  
教育長 鈴木 英之 殿

光が丘周辺地域小・中学校の  
学習環境のあり方検討協議会  
会長 酒井 美穂

## 1 検討の背景

光が丘地区においては、昭和40年代から昭和50年代にかけての人口急増期に設立された小・中学校が多く、昭和44年に光が丘小学校、昭和49年に並木小学校、昭和50年に緑が丘中学校、昭和51年に陽光台小学校、昭和53年に青葉小学校が開校しました。

しかしながら、近年の少子化の進行により、光が丘地区の小・中学校を取り巻く状況は大きく変化し、特に4つの小学校（光が丘小学校、並木小学校、陽光台小学校、青葉小学校）の児童数は、昭和56年をピークに減少し、今後は、令和4年度に青葉小学校、令和5年度に並木小学校でクラス替えができない1学年1学級の学年が発生し、過小規模校（※）になることが予測されています。

こうした状況の中、過小規模校で学ぶ子どもたちのために、多様な考え方に触れることができる学習環境の整備が求められており、相模原市教育委員会からの依頼を受け、「光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会」（以下「検討協議会」という。）を平成30年8月に設置し、光が丘周辺地域の子どもたちの望ましい学習環境の実現に向けた検討を開始しました。

（※ 過小規模校とは、11学級以下の小学校、5学級以下の中学校）

## 2 検討の経過

検討協議会は、平成30年8月にスタートし、途中、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を自粛しましたが、令和3年4月までに、書面会議を含め検討協議会を9回開催し、検討を重ねてまいりました。

### 【検討経過】

回数	開催年月日	主な内容
第1回	平成30年 8月 7日	教育委員会から、児童生徒数の状況や学校規模などの考え方の説明があり、会長・副会長の選任を行った。
第2回	10月31日	小・中学校を取り巻く現状と課題について、グループワークによる検討を行った。
第3回	平成31年 1月25日	現状の学校規模と望ましい学校規模の良い点、不安な点について、グループワークにより比較検討を行った。
第4回	3月14日	現状の通学区域の良い点や不安な点、不安な点の解消による効果について、グループワークによる検討を行った。
第5回	令和元年 7月16日	過小規模校の発生回避の観点で設定した3つの再編パターンについて、グループワークによる比較検討を行った。
第6回	10月31日	過小規模校の発生回避、小中学校の通学区域の不一致の解消の観点で設定した4つの再編パターンについて、グループワークによる比較検討を行った。

新型コロナウイルス感染症対策による会議開催の自粛		
第7回	令和2年12月7日	これまでの検討経過を確認し、検討結果報告書の骨子について、検討を行った。
第8回	令和3年2月15日 ～22日	検討結果報告書（案）と、保護者への意見聴取（案）について、書面会議により検討を行った。
	3月2日 ～15日	検討結果報告書（案）を保護者へ示し、書面による意見聴取を行った。
	4月9日 ～18日	意見の提出期限を延長した。
第9回	4月28日	保護者への意見聴取を踏まえた、検討結果報告書の取りまとめについて、検討を行った。

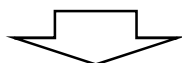
### 3 検討協議会委員の意見

#### (1) 学校規模について（第3回検討協議会）

現状の学校規模（1学年2学級）について、良い点や不安な点（課題）と、市教育委員会が示す「望ましい学校規模（1学年3～4学級）」になった場合、期待する点、不安な点（課題）を比較検討し、以下のとおり「学校規模に関する意見」を整理しました。

#### 【現状の学校規模（1学年2学級）に対する主な意見】

良い点	不安な点
<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの活躍の機会が多い。</li> <li>きめ細やかな指導を受けやすい。</li> <li>子ども、保護者、教職員との間で、意思疎通が図りやすい。</li> <li>他学年との教育活動の機会を通じ、学年を越えた交流がしやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交友関係が限られ、多様な考えに触れる機会が少ない。</li> <li>人間関係が固定化しやすく、問題が生じたとき、クラス替えで回避できない。</li> <li>学校行事やスポーツなど、集団的な教育活動が制約される。</li> </ul>



#### 【望ましい学校規模（1学年3～4学級）に対する主な意見】

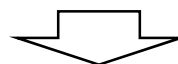
期待する点	不安な点
<ul style="list-style-type: none"> <li>交友関係が広がり、多様な考え方に触れる機会が増える。</li> <li>問題が生じたとき、クラス替えで回避ができる。</li> <li>学校行事に活気が生じる。</li> <li>学校行事やスポーツなど、集団的教育活動の選択肢が増える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの活躍の機会が減る。</li> <li>きめ細やかな指導を受けられない。</li> <li>子ども、保護者、教職員との距離感が遠くなり、意思疎通が図りにくい。</li> </ul>

(2) 通学区域と小中一貫教育等について (第4回検討協議会)

現状の通学区域について、5つの視点(小学校と中学校の通学区域、自治会区域、公民館区域、通学距離及び交通事情)から現状の良い点と不安な点(課題)を踏まえ、不安な点(課題)を解決することで期待できる効果を検討し、以下のとおり「通学区域に関する意見」を整理しました。

ア 小学校と中学校の通学区域の関係

現状の良い点	現状での不安な点
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中学校に入学後、隣の小学校から入学した生徒と新たな交流ができ、人間関係が広がる。</li><li>・ 中学校を選択できる地域がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 仲の良かった友達と、中学校入学時別れ、小規模校で人数が少ないと、更に進学後の中学校で同じ小学校出身者が少なくなり、不安である。</li><li>・ 中学校で学校規模に差が出て、生徒の人数が少ないと、部活の種類・選択肢が制限される。</li></ul>

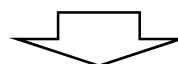


不安な点を解決することで期待できる効果
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 小・中学校の通学区域を見直し、小学校区域と中学校区域が一致すると、中学校入学時点で小学校時代の友達と別れず、共に学ぶことができる。加えて、小中一貫教育(※)についても、より効果的に実施できる。</li><li>・ 近隣の中学校の学校規模の差が小さくなり、どの中学校も望ましい学校規模になると、部活の種類が増え、色々な選択を行うことができる。</li></ul>

(※ 小中一貫教育：学びや育ちの系統性、連続性に配慮した義務教育9年間を見通した教育)

## イ 自治会区域や公民館区域との関係

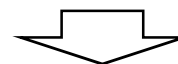
現状の良い点	現状での不安な点
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会区域と通学区域は、概ね一致し、登下校の見守りなどが充実し、安心できる環境である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館区域は、通学区域と一致していないので、通学区域内に公民館がない児童は、施設の利用や事業への参加にあたり保護者等の付き添いが必要である。</li> </ul>



不安な点を解決することで期待できる効果
<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館区域が通学区域と一致すると、児童が公民館で遊ぶことや、公民館事業に参加することが容易になる。</li> </ul>

## ウ 通学距離や交通事情との関係

現状の良い点	現状での不安な点
<ul style="list-style-type: none"> <li>地区内に4つの小学校が密集し、全体的に通学距離が短い環境である。</li> <li>県道507号相武台相模原線（通称「村富線」）など交通量が多いが、見守り隊の協力や歩道橋などの活用、安全な通学路の設定により、安心して通学できる環境である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近くにある青葉小学校を通り越して、並木小に通学するなど、地区内に4つの小学校が密集しているため、最も通学距離が近い小学校に就学できない通学区域がある。</li> <li>登下校の見守りなど安全対策は図られているが、交通量の多い県道507号相武台相模原（村富線）の横断は、交通事故が心配である。</li> </ul>



不安な点を解決することで期待できる効果
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童が家から近い小学校へ行けるように通学区域を設定することで、登下校の負担軽減が期待できる。</li> <li>交通量の多い県道507号相武台相模原（村富線）など交通量の多い道路を境界に、通学区域を設定することで、児童が交通事故に巻き込まれるリスクの低減が期待できる。</li> </ul>

### (3) 課題解決方策（再編案）について（第5回・第6回検討協議会）

第4回検討協議会までの議論を踏まえ、過小規模校の発生を回避し、望ましい学校規模を確保することや、小学校と中学校の通学区域の不一致を解消し、より効果的な小中一貫教育を展開できることに重点を置いて設定した7つの再編パターンを比較検討し、「学校の再編に係る意見」を次のとおり整理しました。

#### ア 学校規模について

- ・光が丘地区の4つの小学校を2つの小学校に再編することで、望ましい学校規模（1学年3～4学級）の実現が見込まれるが、今後の児童数の推移を見ながら、段階的に再編することも考慮した方が良い。
- ・中学校についても、学校規模が小さいと、学習形態や部活の種類などの選択肢が限られることから、近隣の中学校と隔たりが生じないように、望ましい学校規模（1学年5～7学級）を実現することが望ましい。

#### イ 小中一貫教育について

- ・1つの小学校の児童が、全員同じ中学校に進学できるような通学区域とすることで、質の高い小中一貫教育を受けられることを期待したい。
- ・小学校区と中学校区を一致させる場合、現状の通学区域が変わることになり、特に生徒への影響が大きいため、変化が生じる区域には、指定変更許可区域を設定するなど、児童生徒に与える影響を考慮する必要がある。

#### ウ 通学時の安全確保について

- ・小学校を再編すると、通学距離が長くなる地域が発生するので、登下校時の安全対策や低学年の児童の負担軽減を検討する必要がある。
- ・再編後の小学校の位置は、通学区域の中心の位置となるように、学校施設の選択や通学区域の整理を行うことが望ましい。
- ・県道507号相武台相模原（村富線）は、交通量が多く、交通事故からのリスクを軽減する点で横断しない通学区域を設定することも考えられるが、安易に通学区域を変更せず、児童への安全教育や見守り活動により危険を回避する視点も必要である。

## 4 保護者の意見

光が丘地区の保護者からは、検討協議会で作成した再編の方向性（再編案）について、意見無しとする意見が最も多く、肯定的な意見、否定的な意見、その他様々な意見がありました。

学校規模の面では、現在、小学校が小規模校であり、過小規模校化が進むことが予測されることに対し、再編を行い、より良い学習環境への整備を行なう事や、中学校の生徒数に比例して、部活動の選択肢が増える事なども含め、学校を再編する際に、各校の児童生徒数が同規模となるように再編する事を望む声がありました。

通学区域については、村富線で通学区域を分けることで、放課後、友だちと遊ぶ際の危険性が減ることも含めて良いとする意見や、小・中学校の通学区域を一致させることにより、教育的効果を高め、同じ小学校で学んだ友だちと同じ中学校に通えることが良いとする意見がある一方で、どちらも、それほど重要視しなくても良いのではないかという意見もありました。

通学距離については、通学区域の変更により、通学距離が延びる地区（陽光台5～7丁目、青葉2、3丁目など）が発生することを懸念する声があり、通学区域の変更があった地区には、指定変更許可区域を設け、兄弟で異なる学校に通う事がないよう、通学路の安全確保を含め、検討してほしいという意見が多く寄せられました。

全体の傾向として、検討協議会で作成した再編の方向性について、意見無し、概ね肯定的な意見が全体の約6割を占め、沢山の方の賛同をいただきました。

## 5 検討結果

### （1）意見の総括

現在、光が丘地区の小・中学校については、児童生徒数の減少に伴う「過小規模校の発生」、人口急増期の学校設立に係る通学区域の設定に伴う「小学校と中学校の通学区域の不一致」という2つの課題を抱えており、これらの課題を改善し、より良い学習環境を整備することが、子どもたちの学びや育ちに有益なものと考えます。

### ア 過小規模校の発生について

- ・「過小規模校の発生」については、小規模校の良い点を生かした教育活動を継続し、現在の学習環境を維持することも考えられますが、小規模校の不安な点を考慮すると、小学校の再編を行うことにより、1学年1学級が存在する過小規模校の発生を回避し、1学年3から4学級となるように、学校規模を整備する方が、年度ごとのクラス替えができることで、「子どもたちの交友関係が、固定化されることなく広がり、多様な考え方に触れること」や、「学校行事やスポーツなど教育活動の選択肢が増え、活気が生じること」などの点で、メリットが大きいと考えます。
- ・ただし、個々の児童の学習面や生活面の状況を把握し、きめ細かな指導や支援ができるように職員体制を整備するなど、保護者の不安解消が必要と考えます。



イ 小学校と中学校の通学区域の不一致について

- ・「小学校と中学校の通学区域の不一致」については、複数の小学校から1つの中学校に進学できるように、通学区域を見直すことにより、友人関係の継続性を確保しつつ、他の小学校から進学する友人との新たな出会いも確保できる点や、より効果的な小中一貫教育が展開できる点で、メリットが大きいと考えます。

ウ 小学校の再編や通学区域の見直しに伴う留意点

- ・小学校の再編や小・中学校の通学区域の見直しにあたっては、通学距離や交通状況、自治会区域、公民館区域など地域の実情を十分に留意し、検討を進めることが必要と考えます。
- ・特に、自治会や公民館の区域と一致することで、より緊密に地域との連携が図れることから、今後は、教育委員会の協力を得て、学校運営協議会（コミュニティースクール）を設置し、学校と地域のパートナーシップの構築による先進的な教育を実現し、子育て世代にとって魅力あるまちづくりを進めることが必要と考えます。
- ・再編に伴う小学校の施設の選択にあたっては、子どもたちが余裕をもって日常を過ごせる空間を確保できるよう、長期的な視点で、決定することが必要と考えます。

## (2) 再編の方向性

今後の光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方について、検討協議会としての意見を、1つの案としてまとめましたので、子どもたちの学びや育ちに有益となるよう、教育委員会において更に十分に検討するよう求めます。

再編の時期は、一定の準備期間を要することから、最短でも令和6年度以降を想定しています。

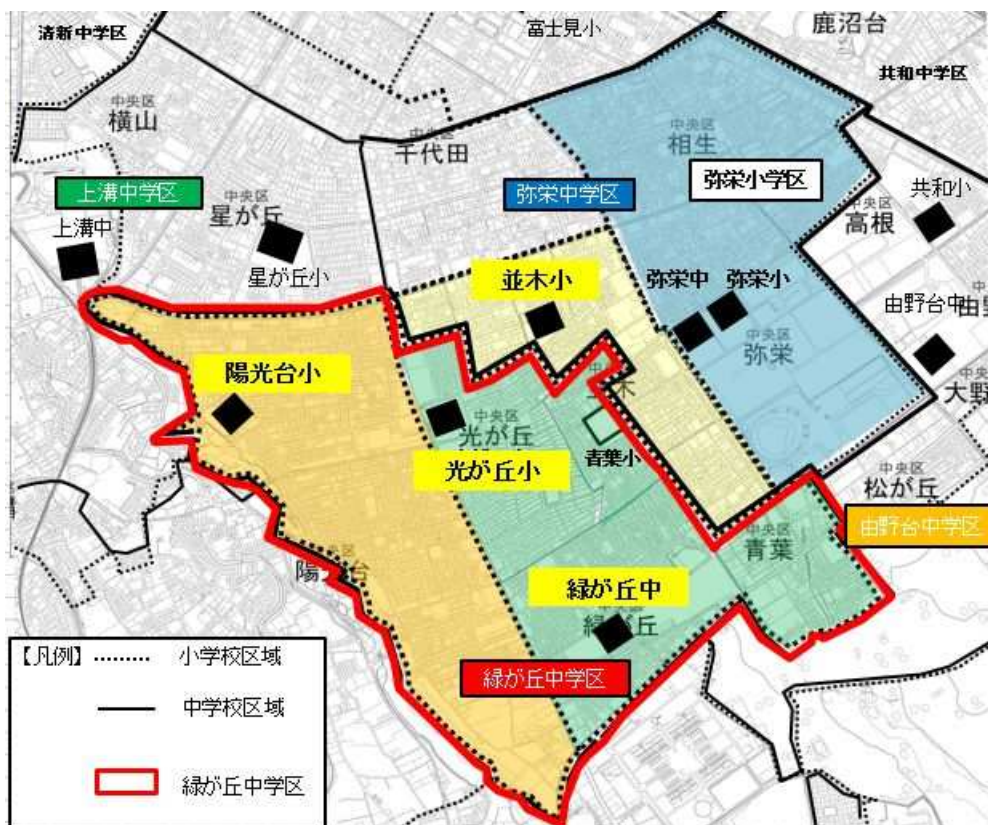
### ア 第1段階

#### 【具体的な内容】

- ・4小学校のうち、過小規模校となることが予測され、学校施設に余裕の少ない青葉小学校を閉校し、光が丘小学校に再編。
- ・光が丘小学校の通学区域の一部（陽光台5～7丁目）について、村富線が通学区域の境界となるように、陽光台小学校の通学区域に変更。
- ・再編後の光が丘小学校及び陽光台小学校の通学区域について、緑が丘中学校の通学区域と一致するよう、上溝中学校、弥栄中学校、由野台中学校の通学区域の一部を、緑が丘中学校の通学区域に変更。
- ・指定校を変更する区域すべてに、指定変更許可区域（※）を設定。

（※ 指定変更許可区域とは、指定された学校とは別の指定した学校へ変更することができる区域。例えば、上溝中学校の通学区域が、緑が丘中学校の通学区域に変更された場合、変更前の上溝中学校に変更できるようにする制度。）

#### 【再編後の通学区域図】



【再編後の児童生徒数】

学校名	児童生徒数	備考
光が丘小学校	529人	青葉小学校との再編による増、通学区域の見直しによる減
陽光台小学校	504人	通学区域の見直しによる増
並木小学校	352人	増減なし
緑が丘中学校	540人	通学区域の見直しによる増

※令和元年5月1日時点の児童生徒数で試算したもの。

## イ 第2段階

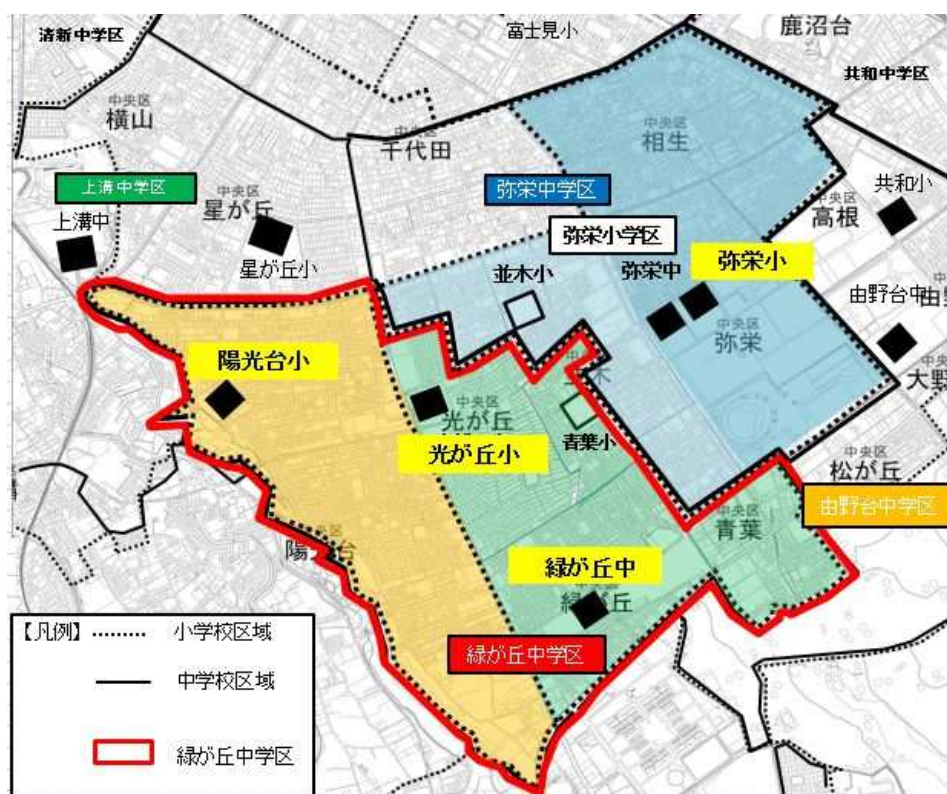
次に、過小規模校となることが予測される並木小学校を閉校し、隣接する小学校（弥栄小学校又は光が丘小学校）への再編の検討が必要と考えます。

(ア) 並木小学校を弥栄小学校に再編する場合

### 【具体的な内容】

- ・再編後の弥栄小学校の通学区域で、従前の並木小学校の通学区域のうち、緑が丘中学校の通学区域を、弥栄中学校の通学区域に変更。
- ・指定校を変更する区域すべてに、指定変更許可区域を設定。

### 【再編後の通学区域図】



### 【再編後の児童生徒数】

学校名	児童生徒数	備考
光が丘小学校	529人	増減なし
陽光台小学校	504人	増減なし
弥栄小学校	794人	並木小学校の編入による増
緑が丘中学校	539人	通学区域の見直しによる減
弥栄中学校	511人	通学区域の見直しによる増

※令和元年5月1日時点の児童生徒数で試算したもの。

### 【補足事項】

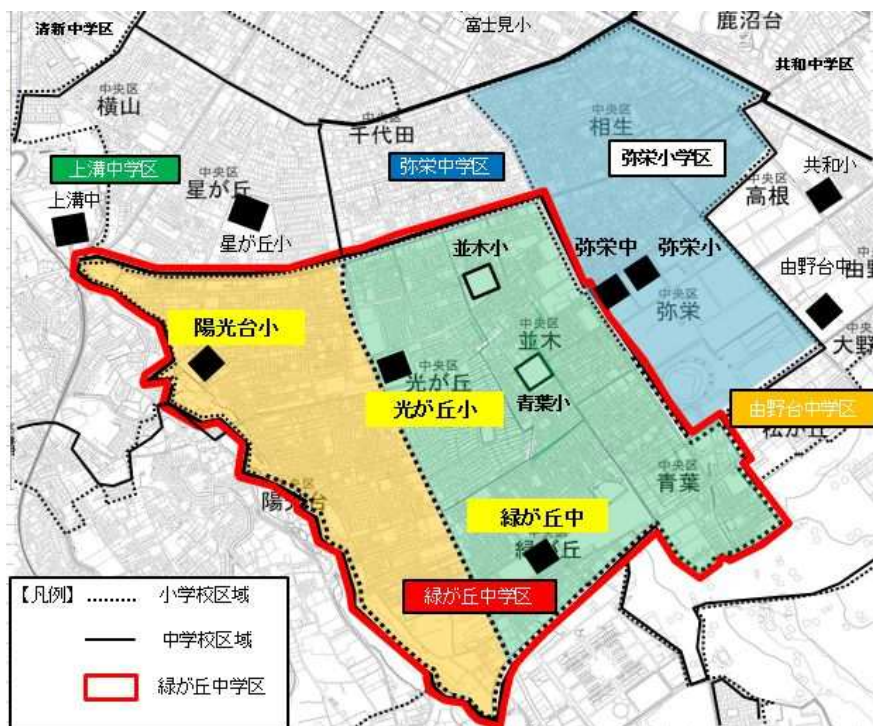
- ・再編後の小・中学校の通学区域とまちづくり区域が異なることとなります。
- ・再編した場合、並木小学校の児童の進学先は弥栄中学校となります。

(イ) 並木小学校を光が丘小学校に再編する場合

【具体的な内容】

- ・再編後の光が丘小学校の通学区域で、従前の並木小学校の通学区域のうち、弥栄中学校の通学区域を緑が丘中学校の通学区域に変更。
- ・指定校を変更する区域すべてに、指定変更許可区域を設定。

【再編後の通学区域図】



【再編後の児童生徒数】

学校名	児童生徒数	備考
光が丘小学校	881人	並木小学校の編入による増
日光台小学校	504人	増減なし
弥栄小学校	442人	増減なし
緑が丘中学校	682人	通学区域の見直しによる増
弥栄中学校	360人	通学区域の見直しによる減

※令和元年5月1日時点の児童生徒数で試算したもの。

【補足事項】

- ・再編後の小・中学校の通学区域と、まちづくり区域が一致します。
- ・再編した場合、従前の並木小学校の児童の進学先が、弥栄中学校から、緑が丘中学校に変更になります。

## 光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会委員名簿

No	団体名等	氏名	役職	任期
1	光が丘地区自治会連合会 会長	割柏 秀規	副会長	平成30年8月～
2	青葉地区自治会連合会 会長	田中 昌洋		平成30年8月～令和2年3月
3	青葉地区自治会連合会 会長	岡林 俊一		令和2年11月～
4	ひかり連合自治会 会長	阿部 俊夫		平成30年8月～
5	上溝団地連合自治会 会長	鈴木 勝雄		平成30年8月～
6	陽光台連合自治会 会長	南 雄二		平成30年8月～
7	光が丘公民館 館長	加賀谷 育子		平成30年8月～
8	陽光台公民館 館長	小倉 偉男		平成30年8月～
9	ひよこの会 会長	忽那 芳子		平成30年8月～
10	光が丘小学校 P T A 会長	中山 朗		平成30年8月～令和2年3月
11	光が丘小学校 P T A 副会長	柳瀬 達也		平成30年8月～令和2年3月
12	光が丘小学校 P T A 会長	於茂田 良平		令和2年11月～
13	光が丘小学校 P T A 副会長	椎谷 尚美		令和2年11月～
14	並木小学校 P T A 会長	高部 聖美		平成30年8月～平成31年3月
15	並木小学校 P T A 会計	西脇 勝子		平成30年8月～令和2年3月
16	並木小学校 P T A 会長	大塚 悦子		令和元年6月～令和2年3月
17	並木小学校 P T A 副会長	箕輪 さとみ		令和2年11月～
18	並木小学校 P T A 副会長	岩山 仁美		令和2年11月～
19	陽光台小学校 P T A 会長	山田 博		平成30年8月～平成31年3月※
20	陽光台小学校 P T A 会長	高橋 和也		平成30年8月～令和2年3月
21	陽光台小学校 P T A 副会長	鈴木 理		令和元年6月～令和2年3月
22	陽光台小学校 P T A 会長	三井 智好		令和2年11月～
23	陽光台小学校 P T A 副会長	福丸 大介		令和2年11月～
24	青葉小学校 P T A 会長	岩途 明子		平成30年8月～令和2年3月
25	青葉小学校 P T A 会長	小山 恵		平成30年8月～
26	青葉小学校 P T A 会長	田中 美和		令和2年11月～
27	緑が丘中学校 P T A 副会長	酒井 美穂	会長	平成30年8月～
28	緑が丘中学校 P T A 副会長	浅見 幸世	副会長	平成30年8月～

※山田博氏は関係者として任期終了後も継続出席

## 光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会設置規約

## (設置)

第1条 光が丘周辺地域小・中学校の児童・生徒にとって望ましい学習環境の実現に向けた検討、協議等を実施するため、「光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会」(以下「検討協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 光が丘周辺地域小・中学校の現在及び将来の児童・生徒数を考慮し、光が丘地区周辺地域小学校の児童・生徒にとって望ましい学習環境の実現に向けた検討、協議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、光が丘周辺地域小・中学校の児童・生徒にとって望ましい学習環境の実現に向けて必要なこと。

## (委員)

第3条 検討協議会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 光が丘地区まちづくり会議会長から推薦された者7名
- (2) 光が丘公民館長から推薦された者1名
- (3) 光が丘小学校PTA会長から推薦された者2名
- (4) 並木小学校PTA会長から推薦された者2名
- (5) 陽光台小学校PTA会長から推薦された者2名
- (6) 青葉小学校PTA会長から推薦された者2名
- (7) 緑が丘中学校PTA会長から推薦された者2名

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、定めない。

## (会長及び副会長)

第5条 検討協議会に、会長1名及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名により定める。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 検討協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 検討協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 検討協議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(傍聴)

第8条 会長は、検討協議会の会議の傍聴の申出があったときは、検討協議会に諮って、当該申出に対する決定を行うものとする。

2 会長は、正常な会議の進行を確保するため必要と認めるときその他相当の理由があると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(庶務)

第9条 検討協議会の庶務は、相模原市教育委員会の通学区域事務主管課で処理する。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討協議会の運営について必要な事項は、会長が検討協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成30年8月7日から施行する。

(失効)

2 この規約は、検討協議会を解散した日において、その効力を失う。